

議第160号

表面分析装置の取得について

県は、次により財産を取得することができる。

- 1 取得しようとする財産 X線光電子分光分析装置 一式
- 2 取得予定価格 97,900,000円
- 3 契約の相手方 東京都港区港南2丁目3番13号
アルバック販売株式会社
代表取締役 小 出 寿 生

提 案 理 由

表面分析装置を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。